

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月から9年3月まで

申立期間の国民年金保険料11万700円については、母親が平成9年6月5日に信用金庫で納付しており、領収書を所持しているにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市が平成9年4月18日に作成した「平成8年度国民年金保険料未納通知書兼領収書」及び「平成8年度国民年金保険料納付書兼領収済通知書」を所持しており、その領収日付欄には、「1 領収済 9.6.5 A信用金庫B支店」との押印があることから、市が収納できない時期に納付が行われたことや、領収したならば市に送付されなければならなかった「平成8年度国民年金保険料納付書兼領収済通知書」を、A信用金庫B支店が市に送付しなかったことが確認できる。

このことについて同信用金庫は「いったん受け付けたが、納付期限が過ぎていて収納ができないことが分かり、取り消したものと思われる。未納通知書兼領収書を返却する際に、領収印に消印を押すのを忘れてしまったものと思われる。」としているが、同信用金庫が申立人又はその家族名義の預金口座に返金した形跡や現金で返金したことを確認できる資料は無い上、実際に納付した申立人の母親から聴取しても、返金を受けた記憶は無いと述べていることを踏まえると、当時、未納の通知を受けて納付しようとした申立人が、信用金庫で受け付けてくれなかったというだけでそのまま放置したとは考え難く、まして10年ほど前に、これほどの金額が納付できなかったことを母親が記憶していないというのも不可思議であるので、同信用金庫が領収しな

かったと考えるのはいかにも不自然である。

一方、申立期間を納付済みとするためには、同信用金庫が保険料を領収したことを当時市に通知していたか、あるいは国庫金の納付書により日本銀行等歳入納付できる場所で納付されていなければならなかったのであり、これを満たしていないのであるが、納付義務者でない申立人の母親が、申立人に代わり「平成8年度国民年金保険料未納通知書兼領収書」で納付場所として指定された同信用金庫に納付書を持参の上、申立期間の保険料相当額を交付し、その領収書が交付されたのは事実であるから、かかる状況であれば、申立人の母親のみならず、^{だれ}誰も申立期間は納付済みになったと認識するのは必然であるので、申立人の申立期間に係る保険料債務はその時点で消滅し、納付済みとなったと見るのが適切である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年5月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月26日から40年5月26日まで

昭和38年11月1日にA社に入社した。40年5月まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格が39年1月26日に喪失しており納得できない。申立期間について、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び元同僚の証言により、申立人は、昭和38年11月1日から40年5月25日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年12月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定並びに事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和39年1月26日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る39年1月から40年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を平成10年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から同年5月1日まで

平成8年4月1日から現在までA社に正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料も控除されていたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白となっている。転勤の際に会社が手続を誤ったと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の在籍証明書及び賃金台帳により、申立人が同社に継続して勤務し(平成10年5月1日に同社B支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所から提出された申立期間に係る賃金台帳の厚生年金保険料控除額及び平成10年3月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資格喪失日を平成10年5月1日と届け出るべきところを誤って同年4月1日と届け出たことを認めていることから、事業主が同年4月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年5月から8年9月までの期間及び9年8月から10年1月までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、7年5月から8年9月までは44万円、9年8月から10年1月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月1日から10年2月11日まで
社会保険庁の記録によると、申立期間の標準報酬月額がA社から支給されていた給与に比べて低い額となっている。
申立期間に係る標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人の標準報酬月額は、当初、申立期間のうち、平成7年5月から8年9月までは44万円、9年8月から10年1月までは47万円と記録されていたことが確認できるところ、8年1月25日付けで遡^{そきゅう}及して、7年5月から8年9月までは18万円に減額訂正されているとともに、申立人の資格喪失日（10年2月11日）の後の、10年10月7日付けで遡^{そきゅう}及して、9年8月から10年1月までは26万円に減額訂正されている。

しかし、A社においては、申立人が保管している同社B事業所従業員名簿に記載された元同僚のうち、申立期間に厚生年金保険被保険者期間を有する14人全員が、平成8年1月25日付け及び10年10月7日付けで、申立人と同様に、標準報酬月額^{そきゅう}が遡及して引き下げられている状況が確認できるところ、当該元同僚の保管している申立期間の給与明細書により、申立期間の給与から控除されていた厚生年金保険料は、減額訂正前の標準報酬月額に相当する金額であったことが確認できる上、当該事業所の当時の経理担当者は、「平成8年ごろから、同社には厚生年金保険料の滞納があった。」旨を証言している。

これらを総合的に判断すると、平成8年1月25日付け及び10年10月7日付けで行われた標準報酬月額^{せきぎゅう}の遡及訂正処理については、事実^{じじつ}に即したものと^とは考え難く、当該訂正処理を行う合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成7年5月から8年9月までは44万円、9年8月から10年1月までは47万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成8年10月から9年7月までについては、申立人の標準報酬月額^{せきぎゅう}が遡及して訂正された形跡は無く、申立人及び複数の元同僚が保管する当該期間の給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額を基に算出した標準報酬月額は、社会保険庁に記録されている標準報酬月額と一致していることから、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、昭和40年3月については7,000円、同年4月から同年9月までの期間については1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月15日から同年10月1日まで
昭和40年3月15日から47年8月25日までA社に継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の厚生年金保険の記録では、申立期間に係る記録が無い。

給与明細書を所持しているため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書により、申立人がA社に昭和40年3月15日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、昭和40年3月は7,000円に、同年4月から同年9月までの期間については1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料の納付に関する資料は現存しておらず、厚生年金保険料を納付していたか不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 6 月までの期間及び 60 年 1 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月から同年 6 月まで
② 昭和 60 年 1 月から同年 6 月まで

昭和 60 年 1 月の会社退職後すぐに、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったが、その際、20 歳から就職するまでの国民年金保険料が未納であることが分かり、一部は時効で納められなかったが、申立期間①については、市職員の勧めもあり、社会保険事務所で納付した。

また、申立期間②については、送られてきた納付書で一度も忘れることなく国民年金保険料を納付した。

申立期間①及び②が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 60 年 1 月の会社退職後すぐに、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は 61 年 5 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、このことは、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄に、「新規申出日 61 年 5 月 1 日」と記載されていることとも符合するところ、61 年 5 月の時点において、申立期間①の国民年金保険料については、時効により納付することができない。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は昭和 62 年 8 月 29 日に、同時点でさかのぼって納付することが可能な限度である 60 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、62 年 8 月の時点において、申立期間①及び②の保険料については時効により納付することができない上、申立人が、「国民年金の加入手続を行ったころに

過年度納付したのは一度だけである。」と記憶していることを考え合わせると、申立人は、60年7月から61年3月までの保険料の過年度納付を、申立期間①の保険料についての過年度納付と混同していることが考えられる。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、その母親から15万9,600円を借り、それぞれ7万9,800円ずつ納付したと主張しているが、この金額は、申立期間①及び②の保険料額と大きく異なっている。

加えて、申立人が申立期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 9 月から 54 年 3 月までの期間、58 年 8 月から 59 年 3 月までの期間及び 59 年 8 月から 61 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 9 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 58 年 8 月から 59 年 3 月まで
③ 昭和 59 年 8 月から 61 年 11 月まで

昭和 51 年 5 月に国民年金に再加入して以降、61 年 12 月に厚生年金保険に加入するまでの間については、国民年金保険料を集金により納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②が未納、申立期間③が納付免除とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に近接する昭和 53 年 8 月及び 55 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金の記録については、A 町の被保険者名簿（紙台帳及び電算記録）を基に、平成 21 年 2 月に、未納から納付済みに訂正されたことが確認できるが、申立期間①については、同名簿によっても未納とされていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、「昭和 54 年 4 月に A 町に転居したが、転居後に、転居前の B 市の集金の人がわざわざ取りに来てくれたので納付した。」と主張しているが、同市では、「転出した場合は、転出先の市町村に徴収義務があるため、転出先まで集金に行くことはない。」としている。

2 申立期間②については、申立人は、「生活が苦しく、2、3 か月は納めていなかったかもしれない。」としているところ、申立期間②は 8 か月ではあるが、当時の納付方法についての記憶も、当時実際に行われていた方

法と異なるなど、納付についての記憶が曖昧である。

- 3 申立期間③については、申立人は、「免除申請を行った覚えはない。当時は組長が集金しており、組長から、『あなたは男性の保険料1万2,000円を納めている。』と言われ、私は、『名前が名前だから男性と勘違いされたのかな。』と冗談を言ったのを覚えている。」と主張しているが、社会保険庁のオンライン記録及びA町の被保険者名簿（電算記録）により、同期間は申請免除の処理がされていることが確認できる上、国民年金保険料額の記憶も実際の金額と大きく異なるとともに、保険料額に男女の差は無いことなどから、申立人は、何か別の集金を国民年金保険料の納付と混同していることが考えられる。
- 4 加えて、申立人が申立期間①、②及び③について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 1 日から 40 年 2 月 10 日まで
昭和 26 年 9 月から 49 年 10 月まで A 社に勤務した。申立期間については、機関長として B 号に乗船しているが、船員保険の被保険者期間となっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の日記及び乗船履歴証明書により、申立人は、申立期間において、機関長として B 号に乗船していたことが確認できる。

しかし、船員保険法第 17 条により、船員保険の被保険者となれるのは船員法第 1 条の船員で、日本船舶又は日本船舶以外の命令（現在は、国土交通省令）の定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員と規定されているところ、申立期間当時、申立人が乗船した当該船舶は、船名録によると、C 国船籍で、船主が D 社（E 国）であることが確認でき、同条の規定に定める船舶ではない。

また、A 社が保管している船員保険被保険者名簿において、申立人が、昭和 39 年 2 月 1 日付けで船員保険被保険者資格を喪失し、40 年 2 月 10 日付けで被保険者資格を再取得していることが確認できるところ、申立人と共に当該船舶に乗船していた船長は、社会保険庁の記録において、申立人と同じ期間について被保険者記録は無く、同期間は国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、F 組合によれば、昭和 39 年 6 月時点において、外国労務提供船（通称）である当該船舶に A 社から 32 名の船員が派遣されているが、当該船舶に乗船する船員は、船員保険法の対象外であった旨を証言している。

加えて、申立期間について、申立人が事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月 21 日から同年 6 月 30 日まで

グループ会社の総務経理部門を統括管理していたA社が平成 8 年 3 月末に倒産し、B社も同年 6 月末に連鎖倒産した。当時は従業員で、給与は 70 万円ぐらいだったのに、標準報酬月額が 38 万円にさかのぼって訂正され納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が取締役を務めていたB社は、平成 8 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、その後の同年 7 月 30 日付けで、申立人の標準報酬月額が同事業所において被保険者資格を取得した同年 1 月 21 日にさかのぼって、59 万円から 38 万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、複数の元幹部は、「経営が悪化し、グループ各社の役員等をB社に吸収した。申立人はグループ内の幹部で、給与を引き下げるという話になっており、申立人が給与の引下げについて知らないはずはない。」と証言しているところ、商業登記簿謄本によれば、申立人は、申立期間及びそれ以前から、グループ会社の一角であるC社の代表取締役を務めており、グループ内の幹部であることが確認できる。

また、元幹部の証言及び社会保険庁の記録によると、平成 8 年 1 月 20 日から同年 4 月 20 日までの期間に当該事業所及び各グループ会社にいた 140 人ほどの社員は退職し、それ以降、当該事業所に残ったのはグループ各社で代表取締役等を兼務している 5 人の幹部のみで、当該事業所の代表取締役は、同年 2 月 1 日にさかのぼって標準報酬月額を減額訂正されており、ほかの申立人を含む 4 人の幹部は、それぞれ当該事業所における厚生年金保険被保険者

資格の取得日にさかのぼって標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できることから、申立人は、自らの標準報酬月額の減額に同意していたものと推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の幹部として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 3 月 1 日から同年 10 月 31 日まで
社会保険事務所の職員の訪問により、自分の標準報酬月額が引き下げられていることを知った。在職中は社会保険事務を担当したが、そのような届出をした記憶は無く、身に覚えがないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人が取締役を務めていたA社は、平成 2 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、その後の同年 12 月 20 日付けで、代表取締役である申立人の夫とともに申立人の標準報酬月額は引き下げられ、申立人の申立期間における標準報酬月額は 26 万円から 9 万 8,000 円に遡及^{そきゅう}して訂正されていることが確認できる。

しかし、代表取締役である申立人の夫は、「自分は事務処理は分からない。ほとんど申立人に任せていた。」と供述しているところ、申立人は、当該事業所において、社会保険事務の執行に関する権限を持っていたことを認めている。

また、申立人は、「事業所が倒産するまで自ら社会保険事務を担当していた。」と供述しているところ、戸籍の附票における転居記録及び県税事務所における記録から、当該訂正処理がなされた平成 2 年 12 月は当該事業所の事業が継続していたことが推認されることから、申立人の同意を得ずに、社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたとは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の訂正に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所で社会保険事務処理を執行していた取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月21日から31年2月5日まで

A社B支社に事務員として勤務し、昭和31年2月、結婚を翌月に控え慌ただしく退職した。脱退手当金のことは全く知らず、請求したことも受け取ったことも無い。退職の手続はすべて担当者に任せたため、会社が保管する脱退手当金の書類に私の自署捺印が確認できない限り納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金を支給した旨が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和31年3月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度創設前であり、申立期間当時、A社B支社において庶務を担当していた元社員は、「当時、退職者に対して脱退手当金のことをよく説明し、社会保険事務所で手続を行うよう伝えた。」と証言していることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 21 日から 47 年 8 月 1 日まで
② 昭和 48 年 4 月 4 日から 49 年 1 月 1 日まで

今年の 1 月にねんきん特別便で初めて知ったが、申立期間について脱退手当金が支給されたことになっている。脱退手当金裁定請求書の筆跡が自分と違う上、脱退手当金の請求及び受け取った記憶は全く無いので、申立期間について脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所に保管されている申立期間に係る脱退手当金裁定請求書及び同請求書に添付された退職所得申告書等の書類には、申立人の記名押印が確認でき、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる上、同請求書の記載内容に疑義は認められない。

また、申立人の脱退手当金の支給方法は金融機関への振込となっているが、第三者が申立人の預金口座を開設した上で請求したと考えるのは不自然であり、脱退手当金は申立人本人の預金口座へ振込支給されたものと推認できる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 49 年 3 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 4 月 1 日まで
② 平成 8 年 4 月 1 日から 12 年 3 月 1 日まで
③ 平成 12 年 3 月 1 日から 16 年 4 月 1 日まで

給与明細書は紛失してしまったが、申立期間①、②及び③についてはそれぞれの事業所に勤務し、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①においてA院、申立期間②においてB院に勤務したと主張しているが、社会保険庁の記録からは、両事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立人の記憶が曖昧であり、関係者からの有力な証言を得ることができず、両事業所の所在及び申立人の勤務実態を確認することができない。

また、申立人は、申立期間③においてC社に勤務したと主張しているが、同事業所は、申立人が勤務していたことは認めているものの、申立人は臨時雇用であるため、厚生年金保険被保険者の資格取得に関する届出及び厚生年金保険料の控除は行っていないと回答している。

さらに、申立人が所持する年金手帳及び社会保険庁の記録により、申立人は、平成 11 年 4 月に国民年金への加入手続を行い、20 歳到達日である 6 年*月*日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得し、18 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失するまで、国民年金に加入していることが確認できる。

加えて、申立期間①、②及び③について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 1 日から 60 年 6 月 6 日まで

A社に勤務していた全期間について、標準報酬月額が、自分が試算した、当時の給与金額に比べて低く記録されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社（現在は、B社）の保管している昭和 55 年から 60 年までの期間の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、当該期間の報酬月額は、社会保険庁に記録された標準報酬月額に見合っていないものの、厚生年金保険料の控除額は、社会保険庁に記録された標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致していることが確認できる。

また、申立人と同職種にあった元同僚から提出された昭和 49 年及び 51 年の源泉徴収票における社会保険料控除額は、社会保険庁に記録された標準報酬月額に基づき算出した社会保険料と雇用保険料の合計額にほぼ一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、「社会保険庁に記録されている標準報酬月額から算出できる報酬月額は、申立期間当時の受注実績から試算した歩合給与の金額に比べて低い。」旨を主張しているが、当該事業所は、「歩合給者の標準報酬月額算定基礎届については、毎月の給与の変動が激しいため、1年間の給与を平均した金額を届け出ている。」とし、このことは、当該事業所が保管している被保険者報酬月額算定確認通知書の記載内容により確認できることから、当該事業所においては、申立期間当時、歩合給であった申立人の標準報酬月額算定基礎届において、過去 1 年の報酬月額の平均額を社会保険事務所に届け、当該報酬月

額に見合う標準報酬月額から算出した厚生年金保険料を給与から控除していたと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月18日から53年8月3日まで
昭和48年9月1日から平成6年4月25日までA社(現在は、B社)に継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の厚生年金保険の記録では、申立期間に係る記録が無い。
申立期間においても、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社(A社の後継会社)発行の感謝状及び複数の元同僚の証言により、申立人が昭和48年9月1日から同社に勤務していたことは推認できるものの、申立期間における勤務実態については明らかでなく、申立期間当時の社会保険事務担当者は既に他界しており、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な証言が得られない。

また、申立人の雇用保険の記録では、昭和48年12月18日に離職、53年8月2日に再取得しており、その離職日及び資格取得日は厚生年金保険の資格喪失日と取得日と一致している。

さらに、B社は、当時の関係資料(賃金台帳、源泉徴収簿等)を既に廃棄している上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 51 年 6 月 6 日から同年 7 月 1 日まで

申立期間①については、実家近くの同級生の紹介により、昭和 48 年 4 月にAランドリーに入社し、49 年 3 月まで勤務した。入社した月から厚生年金保険料を給与から天引きされていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②については、B社C支店において運転助手のアルバイトとして勤務していた。厚生年金保険料を給与から天引きされていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、元事業主の妻の証言により、申立人がAランドリーに住み込みで勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言が得られない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所について、厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない。

さらに、元事業主の妻は、「申立人が勤務していた当時から現在に至るまで、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となったことはない。」と証言している上、元事業主、元事業主の妻及び現在の事業主には、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立期間について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「B社C支店にアルバイトとして勤務していた。」と証言しているところ、申立期間当時の総務担当者は、「運転手は

委託で、運転助手にアルバイトはいなかった。」と証言している上、申立期間に同社同支店に勤務していた申立人の実兄は、「申立期間当時、当該事業所において申立人と会ったことは無い。」と証言していることから、申立人の勤務実態については確認できない。

また、申立人は、申立期間における雇用保険の記録も確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間及びその前後において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は確認できない。

加えて、申立人は、実兄のほかに同僚の名前を記憶しておらず、このほか、申立期間について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。